官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁八一）　一
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三九九）　二
○トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画のための贈与等に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（外務三二七）　二
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国政府による防衛特別所得税の追加に係る通告に関する件（同三二八）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三二九）　四
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学一二〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一六五六～一六七五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六七六～一六八二）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（観光庁二〇、二一）　五
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二六六）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（同二六七、二六八）　五
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔皇室事項〕
国家試験　六
〔官庁報告〕
労働　六
最低賃金の改正決定に関する公示（徳島労働局最低賃金公示二、福岡同二三）　六
国家試験　七
令和九年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配一七三）　七
除籍の一部が滅失した件（同一七四）　七
〔公　告〕
官庁　七
公害等調整委員会公示、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　七
裁判所　七
諸事項　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

その他告示

○金融庁告示第八十一号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーから保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月四日

金融庁長官　伊藤　豊

日本における主たる店舗　東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オークラプレステージタワー十八階

○総務省告示第三百九十九号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に関し、令和八年十月六日付けで同規程第三条第一項第二号から第七号まで、第九号及び第十号に係る変更を認定したので同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年十一月四日

総務大臣　藤井比早之

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　認定タイムスタンプ byGMO
2　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　1011001040181
3　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　GMOグローバルサイン株式会社
4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　GMO GlobalSign K. K.
5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

○外務省告示第三百二十七号

令和八年十月八日にカトマンズで、トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与等の限度額　二十八億五千三百万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者

日本側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十八号

日本国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の附属書Aについて、防衛特別所得税を追加する旨の通告を経済協力開発機構事務総長に対して行った。当該通告に係る附属書Aに掲げる租税の変更に係る修正は、同条約第二条4の規定に基づき、所得税と実質的に類似する租税である防衛特別所得税について、令和九年一月一日から適用される。

（令和八年八月七日付け欧州評議会通知）

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年十月十二日
発行年月日　令和四年十一月三十日
旅券番号　TT二六四二一四七

○文部科学省告示第百二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十一月四日

文部科学大臣　関　芳弘

名称	関係告示	所在地
日本基督教団大阪教会	平成八年文部省告示第二百十一号	大阪府大阪市西区江戸堀一―二三―一七

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　青森県平川市碇ヶ関西碇ヶ関山一の三三六、船岡三五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉二一四の二、二四三の九一、二四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　長野県佐久市春日字春日嶽五九〇七の六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳三二八六の一、三二八六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県福井市西大味町三四字向子谷四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、四四、四六の一、四六の二、三五字堂寺土一、二の一、二の二、三の一、四の一、四の二、五、一一の一、一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町糠二二二字上浜二七の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県大野市木本一五二字鳥越三三から三五まで、三六の一、三六の二、三七から三九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一五二字鳥越三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北漆谷町西野五の一、六の一、七、八の四、九の一、一〇、一〇の二、一〇の三、一一の一、一二の一、一三、一四の三、一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西野五の一・八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、七、一四の三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県勝山市遅羽町比島三八字蛭谷九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字森上二四三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字森上二四三六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　広島県安芸郡府中町字花立山一五六の一、一六三、字牛王田一〇四一の二、一〇四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立山一五六の一・一六三・字牛王田一〇四一の二・一〇四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び府中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市両郷字富士山三八五、九二四から九二六まで、九二七の一、九二八の一から九二八の三まで、九二九、字岩下裏九六〇、字久保薄裏二一八四の一から二一八四の三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市秋山町字台山一九〇八、一九〇九の一、一九一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字台山一九〇八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市関馬町字坂和三九一一から三九一三まで、三九三一、三九三二、三九三四、三九三八から三九四一まで、三九四二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂和三九一三・三九三一・三九三八・三九四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市南方字田中六一〇の一、六一一の一、六一二、六一三、六一七、六一九、六二〇、六二二、六二三の一、六二五の一、六二五の三、六二六の一から六二六の三まで、六二七、六二八の一、六二九の一、六三〇、六三三、六三四の一、六三四の四、六三六の一、六三六の三
二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町栃川七〇字上水上六の一、六の二、二二の一、二二の二、二三の一、二三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県福井市鮎川町一六四字大男山五の一、六から八まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府京都市西京区大原野出灰町三二の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

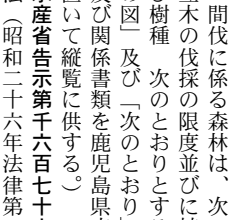
○農林水産省告示第千六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字梓字山神六四八の一〇八、六五三の二、六五三の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神六四八の一〇八・六五三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

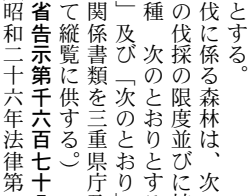
○農林水産省告示第千六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町川床字桑鶴一三四九の三、一三五五の五（次の図に示す部分に限る。）、一三五五の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑鶴一三四九の三（次の図に示す部分に限る。）、一三五五の五、一三五五の八



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町川野字大ざす五四一の一、棚澤字荏の**久**保二八八の一、二八八の三、留浦字峯平一四五六の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県度会郡度会町・大紀町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県会津若松市大戸町大字岸牧字峠五一一、五一二、字高松一二〇九の二から一二〇九の七まで、字横手山一二四六、字滝ノ下一二六八の八・一二六八の九（以上二筆国有林）、一二六八の二から一二六八の七まで、字寺尾二三三三の二、大字大川字房原乙二八九七の一、乙二八九八の一、乙二九〇〇の一、乙二九〇一の一、乙二九〇二の一、乙二九〇三の一、乙二九〇四の一、乙二九〇五の一、乙二九〇六の一、乙二九〇七の一、乙二九〇七の四から乙二九〇七の六まで、乙二九一八の一、字野馬平甲五六九の一七・甲五六九の二五（以上二筆国有林）、甲五六九の一、甲五六九の二、甲五六九の一一、甲五六九の一三、甲五六九の一六、甲五六九の一八から甲五六九の二四まで、字赤根沢甲八二四の一、甲八二四の四、大字上三寄字中丸甲二四〇一、甲二四〇二、甲二四〇三の一、字古堤甲二三一三、大字高川字平石甲七四の一、甲七四の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字峠五一一、五一二、字高松一二〇九の二から一二〇九の七まで、字平石甲七四の一、甲七四の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県相馬市小野字北沢一六の一、一六の二、字天明二八、四八の一から四八の一〇まで、五〇の一から五〇の四まで、初野字羽黒四七、字内沢二六、二七、三〇、三一、三四の一から三四の五まで、三五から三七まで、三八の三、三八の一七から三八の五一まで、三八の七六から三八の七八まで、三八の八〇、三八の八四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字越虫八五の一、八五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字大戸中三五三の二、大字赤坂西野字塩倉一二八の三、一二八の四、大字西山字赤柴二〇〇、二〇一、大字富田字八斗蒔一二三の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第二十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、株式会社ジーエフ（登録研修機関第五十六号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月四日

観光庁長官　木村　典央

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務
二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年十月三十日
三　研修業務を廃止しようとする理由　受講者数減少のため

○観光庁告示第二十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十九の規定に基づき、株式会社Ａ．Ｊ．Ｃ（登録研修機関第十二号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月四日

観光庁長官　木村　典央

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務
二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年八月十八日
三　研修業務を廃止しようとする理由　会社事業内容変更のため

○防衛省告示第二百六十六号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＬＩ	五一九	しょうげい	令和八年十月八日

○防衛省告示第二百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

日時　令和八年十一月九日から同月十三日までの間、毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から北側で(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ｸ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ｹ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

○防衛省告示第二百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出

十月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

十月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

質問書提出

十月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ｅスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問主意書（小川淳也提出）

答弁書受領

十月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出不動産取引の運用改善に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十月三十日内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

参議院

議案提出

十月三十日議員から次の議案が提出された。

消費税の税率を当分の間の措置として引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案（神谷宗幣外一名発議）（参第二号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

議案受領

十月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）
国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一六号）
地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

議案受領（予備審査）

十月三十日衆議院から次の議案が送付された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第二号）

答弁書受領

十月三十日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出公共交通機関等の車両・船舶の使用停止処分と利用者への影響に関する質問に対する答弁書（第一〇号）
参議院議員奥田ふみよ提出公助を求める国民の声に関する質問に対する答弁書（第一一号）

報告書受領

十月三十日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　　木原　稔
外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十九日）
○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　　**葉梨　康弘**
防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アルジェリアの革命記念日につき、十月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

徳島労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和８年11月４日
徳島労働局長　亀井　崇
第４号中「１時間1,134円」を「１時間1,191円」に改める。
附　則
この決定は、令和８年12月24日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和８年11月４日
福岡労働局長　鈴木　一光
第４号中「１時間1,131円」を「１時間1,185円」に改める。
附　則
この決定は、令和８年12月10日から効力を生ずる。

国　家　試　験

令和９年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について

令和９年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月４日　　国土交通省土地鑑定委員会委員長　横山　美夏

	短答式試験	論文式試験
期日	令和９年５月16日（日）	令和９年８月７日（土）から８月９日（月）まで
場所	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県	東京都、大阪府及び福岡県
受験願書受付期間	令和９年２月４日（木）から令和９年３月５日（金）まで	
合格発表	令和９年６月23日（水）（予定）	令和９年10月22日（金）（予定）

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、茂原市役所又は千葉地方法務局茂原支局に照会すること。

令和八年十一月四日　法務大臣　山下　貴司
千葉県長生郡鶴枝村下永吉二千六百九十八番地
鶴見　ぎん

法務省告示配第百七十四号

福岡県行橋市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
令和八年十一月四日　法務大臣　山下　貴司
福岡県京都郡行橋町大字大橋二千六百三十九番地
金田　直平

法務省告示配第百七十三号

千葉県茂原市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十二月四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

公　告

諸　事　項

公害等調整委員会公示第二号

公調委令和七年（フ）第二号及び同八年（フ）第二号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年十一月四日　　公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

香川県小豆郡土庄町小部乙六百九十二番地一

裁定申請人　小豆島石材開発株式会社

代表者　代表取締役　有吉　彰英

香川県高松市番町四丁目一番十号

処分庁　香川県知事

香川県小豆郡土庄町小部乙六百二十八番地一

参加人　赤松石材有限会社

代表者　代表取締役　中西　一宏

香川県知事が、令和七年十月七日付けをもって、赤松石材有限会社の岩石採取計画認可申請に対してした認可処分は、土地所有者の承諾がないこと及び本件採石場から採取された採石の需要が今後十年間は存在しないこと等を理由に、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　令和八年十二月四日　午後一時三十分

三　場所　東京都千代田区霞が関三一一一　中央合同庁舎第四号館　公害等調整委員会審理廷

河川法に基づく工作物返還に係る公示

富士川水系富士川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月４日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　自家用車１台

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　静岡県富士市五貫島地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年10月１日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月１日

⑵　保管の場所　静岡県富士市松岡官有無番地（富士川下流出張所内）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所河川管理課に申し出ること。

5　問い合わせ先　山梨県甲府市緑が丘１丁目10―1　国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所　河川管理課　電話　055―252―8888

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０７７１号

東京都港区芝公園２丁目４番１号

申立人　株式会社レーベンコミュニティ

本籍　北海道深川市緑町８番

最後の住所　横浜市港北区菊名７丁目１０番２－５０５号

死亡の場所　神奈川県横浜市港北区

死亡年月日　令和７年６月１８日頃

出生の場所　北海道空知郡上砂川町

出生年月日　昭和２９年８月１日

職業　不明　被相続人　亡　岡田　幸雄

事務所　横浜市港北区新横浜３－６－１２ＳＤ１２ビル２階

相続財産清算人　弁護士　天野　正男

催告期間満了日　令和９年５月１７日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０８０１号

栃木県大田原市加治屋９４番地８２２

申立人　川永　クラ

本籍　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町７９６番地２

最後の住所　横浜市戸塚区上矢部町７９６番地２

死亡の場所　神奈川県横浜市戸塚区

死亡年月日　令和６年１２月１７日

出生の場所　神奈川県横浜市中区

出生年月日　昭和２５年７月９日

職業　不明　被相続人　亡　青木　久美

事務所　横浜市中区南仲通３－３５横浜ヒクセレントⅢ４階Ａ２

相続財産清算人　弁護士　櫻井　みぎわ

催告期間満了日　令和９年５月１７日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０８３１号

横浜市磯子区氷取沢町２０４－７

申立人　パイロットハウス磯子台管理組合

本籍　神奈川県横浜市西区中央１丁目８３番地

最後の住所　横浜市磯子区氷取沢町２０４番地７　１棟１０３号

死亡の場所　神奈川県横浜市磯子区

死亡年月日　令和３年１０月１３日頃

出生の場所　神奈川県横浜市西区

出生年月日　昭和３２年１１月２１日

職業　不明　被相続人　亡　川延　久義

事務所　横浜市中区住吉町１－２スカーフ会館５階

相続財産清算人　弁護士　吉田　正穂

催告期間満了日　令和９年５月１７日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０２２号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1852番地12

申立人　野田　逑浩

本籍長崎県大村市片町129番地２

最後の住所長崎県大村市片町129番地２

死亡の場所長崎県大村市

死亡年月日令和６年４月３日

出生の場所長崎県大村市

出生年月日昭和61年８月25日

職業無職　被相続人　亡橋本　晃平

長崎県大村市池田２丁目1111番地30

相続財産清算人　司法書士　前田　洋之

催告期間満了日　令和９年５月21日

長崎家庭裁判所大村支部

令和８年（家）第９１９１号

北九州市戸畑区中原西３丁目３番31

申立人　サンライフ中原管理組合

本籍北九州市八幡東区大字前田1101番地

最後の住所北九州市戸畑区中原西３丁目３番31－201号

死亡の場所北九州市小倉南区

死亡年月日令和７年12月８日

出生の場所福岡県八幡市

出生年月日昭和21年４月12日

職業不明　被相続人　亡　大本　久子

事務所北九州市小倉北区鍛冶町１丁目10番10号大同生命北九州ビル８階

相続財産清算人　弁護士　田中　佑典

催告期間満了日　令和９年５月20日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第４２２２号

奈良県奈良市大宮町６丁目１－１新大宮駅前ビル４階

申立人　南湖菊子法定代理人成年後見人司法書士法人ＬＳＲコンサルティング

本籍奈良県吉野郡大淀町大字土田５０７番地３５２

最後の住所大阪府堺市中区東山４６７番地コーダコリーナⅡ－１０１号

死亡の場所大阪府堺市中区

死亡年月日令和７年１１月１２日

出生の場所東京都大田区

出生年月日昭和４０年９月１９日

職業　不明　被相続人　亡　南湖　満

事務所　大阪府堺市堺区戎島町４－４５－１ポルタス・センタービル７階

相続財産清算人　弁護士　土生　康晴

催告期間満了日　令和９年５月１９日

大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第８１０３６号
大阪府堺市堺区向陵中町４丁４番７号
申立人　吉田　浩章
本籍大阪府大阪市中央区谷町一丁目５１番地
最後の住所大阪府大阪市東淀川区相川３丁目９番５１号グリーンコート上新庄
死亡の場所大阪府大阪市東淀川区
死亡年月日令和８年４月２４日
出生の場所大阪府大阪市北区
出生年月日昭和４年１月１０日
職業　無職　　被相続人　亡　水原　澄
住所　堺市堺区大町東２丁１番１７号　マノサリービル３０１号
相続財産清算人　弁護士　羽野　光浩
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８１２７９号
大阪市北区西天満２丁目２番３号　ユニシオ西天満二丁目Ａ０５号
申立人　西岡　健介
本籍大阪府大東市御領一丁目４５６番地
最後の住所大阪府寝屋川市宝町１０番５－２０６号
死亡の場所大阪府大阪市都島区
死亡年月日令和６年３月２１日
出生の場所新潟県新潟市
出生年月日昭和１９年１２月２５日
職業　無職　　被相続人　亡　荒井　新七
住所　大阪市北区西天満二丁目２番３号　ユニシオ西天満二丁目Ａ０５号
相続財産清算人　弁護士　西岡　健介
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８１１７６号
大阪市生野区巽西二丁目１５番１８号
申立人　株式会社津川製作所
本籍大阪府八尾市久宝園二丁目１３３番地
最後の住所大阪府八尾市久宝園２丁目１３３番地
死亡の場所大阪府八尾市
死亡年月日令和６年８月２４日
出生の場所宮崎県串間市
出生年月日昭和２５年７月１１日
職業　不明　　被相続人　亡　津川　健二
住所　大阪市北区梅田１丁目１番３号大阪駅前第３ビル１２階
相続財産清算人　弁護士　森川　勇佑
催告期間満了日　令和９年６月１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第５１１５号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階３０２
申立人　餅田　拓也
本籍神奈川県横須賀市汐入町三丁目４２番地
最後の住所神奈川県横須賀市佐島３丁目１２番１５号ヒューマン
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日令和８年６月７日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日昭和１０年４月２３日
職業　無職　　被相続人　亡　竹本　弘
事務所　神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階３０２
相続財産清算人　弁護士　餅田　拓也
催告期間満了日　令和９年５月１２日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和８年（家）第４０４１２号
兵庫県明石市大明石町１丁目１３番７号
申立人　片岡　昌樹
本籍　兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目２７番地１
最後の住所　神戸市須磨区前池町５丁目１番１７号
死亡の場所　兵庫県神戸市須磨区
死亡年月日　令和8年7月14日
出生の場所　兵庫県明石市
出生年月日　昭和33年10月21日
職業　無職　被相続人　亡　吉田　和弘
神戸市中央区橘通２丁目１番９号　グリーンビル３階　すずらん法律事務所
相続財産清算人　弁護士　八隅　美佐子
催告期間満了日　令和9年５月13日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第２９８号
岐阜県加茂郡坂祝町取組５１７－１
申立人　古峪恭子
本籍岐阜県美濃加茂市西町三丁目１１４番地
最後の住所岐阜県美濃加茂市西町三丁目１１４番地
死亡の場所岐阜県美濃加茂市
死亡年月日令和５年７月26日
出生の場所愛知県名古屋市中区
出生年月日昭和５年４月２日
職業　無職　　被相続人　亡　渡邊　健三
事務所岐阜県加茂郡坂祝町黒岩210－４鈴木法律事務所
相続財産清算人　弁護士鈴木　友美
催告期間満了日　令和９年５月１１日
岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和８年（家）第２０６２号
群馬県前橋市大手町三丁目３番１号
申立人　群馬県信用保証協会
本籍群馬県太田市新田市野井町572番地
最後の住所群馬県太田市新田市野井町681番地１
死亡の場所群馬県伊勢崎市
死亡年月日令和４年11月24日
出生の場所群馬県新田郡新田町
出生年月日昭和18年１月24日
職業有限会社石原商店取締役
被相続人　亡　石原　正利
群馬県高崎市問屋町２－１－２　ＴＷＩＮＳＯＬ　ＺＥＲＯ201　髙野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　髙野　鉄平
催告期間満了日　令和９年５月12日
前橋家庭裁判所太田支部

令和８年（家）第４０１０号
群馬県北群馬郡吉岡町漆原1050番地17
申立人　菊池　道子
本籍群馬県沼田市清水町4217番地８
最後の住所群馬県沼田市清水町4217番地８
死亡の場所群馬県沼田市
死亡年月日令和８年５月11日
出生の場所静岡県富士郡富士町
出生年月日昭和９年６月７日
職業無職　被相続人　亡　渡辺　義道
事務所群馬県前橋市古市町１－43－１弁護士法人釘島総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石渡　啓介
催告期間満了日　令和９年５月13日
前橋家庭裁判所沼田支部

令和８年（家）第７１０５号
東京都千代田区麹町４丁目３番３号新麹町ビル８階　シグマ麹町法律事務所
申立人　伯母　治之
本籍東京都大田区東矢口三丁目125番地
最後の住所神奈川県相模原市南区麻溝台四丁目６番18号
死亡の場所神奈川県相模原市緑区
死亡年月日令和８年５日10日
出生の場所東京都大田区
出生年月日昭和26年10月31日
職業無職
被相続人　亡　加邉　治子
東京都千代田区麹町４丁目３番３号新麹町ビル８階　シグマ麹町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　伯母　治之
催告期間満了日　令和９年５月12日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和８年（家）第５１２５号
岡山県倉敷市西中新田６
申立人　守安　孝市
本籍岡山県倉敷市西中新田６番地
最後の住所岡山県倉敷市白楽町32３番地６
死亡の場所岡山県倉敷市
死亡年月日令和８年５月６日
出生の場所岡山県倉敷市
出生年月日昭和35年７月８日
職業不詳
被相続人　亡　守安　啓
岡山県倉敷市二日市１０５番地　第一オフィス
相続財産清算人　大熊　恵子
催告期間満了日　令和９年５月１３日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和８年（家）第４０１９号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍岡山県笠岡市吉田4196番地
最後の住所京都府舞鶴市田中町36番地４
死亡の場所京都府舞鶴市
死亡年月日令和７年５月14日
出生の場所岡山県小田郡吉田村
出生年月日昭和23年６月23日
職業不明　　被相続人　亡　藤井　徳三
京都府舞鶴市引土233番地６ダイハチビル５階　まいづる法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉本　晴樹
催告期間満了日　令和９年５月13日
京都家庭裁判所舞鶴支部

令和８年（家）第９０号
札幌市中央区南１条西10丁目４番地163
スペチアーレ・プリーモ９０２号室　蓮花法律事務所
申立人　亡宮本和美成年後見人市毛智子
本　籍　北海道夕張市本町２丁目53番地
最後の住所北海道夕張市鹿の谷山手町９番地１
死亡の場所北海道夕張市
死亡年月日令和８年７月３日
出生の場所北海道夕張郡夕張町
出生年月日昭和９年７月６日
職業無職　　被相続人　亡　宮本　和美
住所　札幌市南区真駒内幸町２丁目１番地12　ミュークリスタル２階　まこまない法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　慎介
催告期間満了日　令和９年５月11日
札幌家庭裁判所夕張出張所

令和８年（家）第６０３５号
群馬県桐生市相生町３丁目413－3
申立人　野村　　先
本籍群馬県桐生市相生町３丁目甲216番地
最後の住所群馬県桐生市相生町３丁目56番地
死亡の場所群馬県太田市
死亡年月日令和８年４月12日
出生の場所群馬県桐生市
出生年月日昭和46年２月28日
職業無職　　被相続人　亡　野村　哲也
事務所群馬県高崎市緑町１－２－２　ＹＫビル１階　弁護士法人山本総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井上　　直
催告期間満了日　令和９年５月13日
前橋家庭裁判所桐生支部

令和８年（家）第８００６０号
佐賀市水ヶ江五丁目10番21号-203
申立人　株式会社Reverch
本籍佐賀県神埼市千代田町餘江1273番地
最後の住所佐賀県神埼市千代田町餘江1273番地
死亡の場所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
死亡年月日令和７年７月３日
出生の場所佐賀県神埼部千代田村
出生年月日昭和33年７月29日
職業自営業　　被相続人　亡　中島　和敏
佐賀県鳥栖市本通町1丁目813番地13篠原第二ビル２階　九州鳥栖・芯鋭法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小山　一郎
催告期間満了日　令和９年５月13日
佐賀家庭裁判所

令和８年（家）第７５２５号
名古屋市緑区八つ松１丁目401番地の７
申立人　林　恵里子
本籍名古屋市北区楠味鋺１丁目924番地
最後の住所名古屋市北区楠味鋺１丁目924番地
死亡の場所滋賀県彦根市
死亡年月日令和７年12月27日
出生の場所名古屋市北区
出生年月日昭和24年５月３日
職業会社役員　　被相続人　亡　林　　清章
事務所名古屋市中区錦２丁目４番15号　ＯＲＥ錦二丁目ビル３階１号　弁護士法人磯貝・中村法律事務所　名古屋ヘッドクォーター
相続財産清算人　弁護士　加納　昂陽
催告期間満了日　令和９年５月13日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７４６８号
名古屋市中村区松原町１丁目23番地の１中村区役所等複合庁舎４階
申立人　名古屋市本陣市税事務所長　山本　道子
本籍名古屋市守山区森孝１丁目1404番地
最後の住所名古屋市守山区森孝１丁目1404番地
死亡の場所名古屋市守山区
死亡年月日推定令和６年２月27日
出生の場所名古屋市中村区
出生年月日昭和24年11月８日
職業不詳　　被相続人　亡　伊藤　伸一
事務所名古屋市昭和区阿由知通４丁目10番地の２　長谷川鉱治法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石津　裕也
催告期間満了日　令和９年５月13日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７５５４号
愛知県瀬戸市追分町64番地の１
申立人　瀬戸市
本籍愛知県瀬戸市八幡台１丁目110番地
最後の住所愛知県瀬戸市八幡台１丁目110番地
死亡の場所愛知県瀬戸市
死亡年月日令和６年８月６日
出生の場所愛知県知多郡河和町
出生年月日昭和17年８月５日
職業不明　　被相続人　亡　齋藤　知子
事務所名古屋市中区錦１丁目８番18号　錦ハーモニービル３Ｆ　和勢法律事務所
相続財産清算人　弁護士　黒岩　将史
催告期間満了日　令和９年５月13日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１３０号
東京都千代田区五番町14番地の１
申立人　一般財団法人住宅改良開発公社
同代表者代表理事　石塚　孝
本籍三重県伊賀市上友田3699番地
最後の住所三重県伊賀市上友田3699番地
死亡の場所三重県伊賀市
死亡年月日令和８年1月31日
出生の場所三重県阿山郡鞆田村
出生年月日昭和27年11月18日
職業無職
被相続人　亡　桒原成壽
事務所三重県桑名市寿町３丁目11番　太平洋桑名ビル６階　伊勢湾総合法律事務所
相続財産清算人　松井　太一
催告期間満了日　令和９年５月13日
津家庭裁判所伊賀支部

令和８年（家）第７６０３号
名古屋市中村区椿町７番９号
申立人　愛知県信用保証協会
本籍名古屋市東区泉１丁目15番
最後の住所名古屋市港区春田野２丁目2505番地ライフステージ春田野
死亡の場所名古屋市北区
死亡年月日令和７年10月14日
出生の場所名古屋市南区
出生年月日昭和33年６月13日
職業不明　　被相続人　亡　今井　眞二
事務所名古屋市中区丸の内２丁目２番７号　丸の内弁護士ビル704　よしみつ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡邉　義光
催告期間満了日　令和９年５月13日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７０８６号
東京都八王子市めじろ台１－２　Ｃ－112
申立人　石井　　茂
本籍神奈川県相模原市緑区千木良1082番地
最後の住所神奈川県相模原市緑区千木良1082番地
死亡の場所神奈川県相模原市緑区
死亡年月日令和６年５月２日
出生の場所山梨県東山梨郡日川村
出生年月日昭和17年３月２日
職業無職　　被相続人　亡　石井　文子
神奈川県相模原市南区相模大野３丁目25番６号　野村ビル５階　細貝総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　細貝　惟大
催告期間満了日　令和９年５月13日
横浜家庭裁判所相模原支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第１号
京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北６０番地１
（登記記録上の住所）京都府船井郡八木町大字神吉字中ノ庄６４番地の２
申立人　山田　進
権利の届出の終期　令和９年１月１８日
令和８年１０月２日　　園部簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　南丹市八木町神吉中ノ庄５８番
宅地　271.07平方メートル
(2)　登記年月日番号　京都地方法務局園部支局
明治24年9月21日登記（受付番号なし）
(3)　登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治24年7月13日書入証書
債権額　金9円
弁済期　明治24年12月20日
利息　月1歩
抵当権者　北桑田郡神吉村及時尋常小学校学資金

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１４０９号
横浜市磯子区洋光台三丁目１３番６－３０５号
申立人　山本　朋子
本籍広島県広島市南区松川町５７番地
最後の住所横浜市磯子区洋光台三丁目１３番６－３０５号
不在者　山本　基三郎
昭和１８年９月４日生
届出期間満了日　令和９年３月15日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第９６号
北海道足寄郡足寄町南4条2丁目13番地
申立人　八倉巻　庸光
本籍北海道足寄郡足寄町南4条2丁目13番地
最後の住所北海道足寄郡足寄町南4条2丁目13番地
不在者　八倉巻　庸行
昭和16年４月14日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
釧路家庭裁判所本別出張所

令和８年（家）第９８号
北海道中川郡本別町西勇足169-2
申立人　東條　督
本籍北海道中川郡本別町西勇足169番地2
最後の住所北海道中川郡本別町西勇足169番地2
不在者　東條　宏
大正13年8月13日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
釧路家庭裁判所本別出張所

令和　８年（家）第　　４００号
滋賀県大津市逢坂２丁目６番19号
申立人　井上　広治
本籍滋賀県大津市逢坂２丁目10８番地
最後の住所滋賀県大津市北比良95８－３
不在者　井上　久惠
昭和37年11月14日生
届出期間満了日　令和９年２月12日
大津家庭裁判所

令和８年（家）第１８号
岡山県岡山市中区沢田77７番地
申立人　澤田　寂己
本籍新潟県佐渡市新穂北方39７番地
最後の住所本籍に同じ
不在者　須藤　彰親
昭和22年４月21日生
届出期間満了日　令和9年2月12日
新潟家庭裁判所佐渡支部

令和８年（家）第４７１２号
東京都葛飾区東四つ木３－１６－１０
申立人　田中　辰幸
本籍東京都葛飾区東四つ木三丁目１５１番地
最後の住所東京都葛飾区東四つ木３丁目５番２号
不在者　田中　久之
昭和１４年４月１日生
届出期間満了日　令和９年２月１２日
東京家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和８年（家）第１５９号
本籍宮崎県串間市大字西方5501番地
最後の住所神奈川県横浜市港南区港南１丁目５番37号
不在者　中澤　　大
昭和14年８月１日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第１６０号
本籍宮崎県串間市大字西方5501番地
最後の住所神奈川県横浜市港南区港南１丁目５番37号
不在者　中澤　久男
昭和22年８月７日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１９０１号
本籍京都府京都市右京区太秦辻ケ本町32番地
最後の住所マレーシア以下不詳
不在者　松田志津子
昭和19年４月３日生
令和８年10月３日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所
裁判所書記官

令和６年（家）第４０７号
本籍大阪府大阪市天王寺区松ケ鼻町２２番地
最後の住所兵庫県尼崎市大庄川田町７３番地の６　ジークレフ浜田東８１５号
不在者　田村　忠裕
昭和63年２月18日生
令和８年10月６日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和７年（家）第３１５号
本籍北海道留萌市幸町３丁目18番地
最後の住所北海道留萌市幸町３丁目18番地
不在者　坂本　文男
昭和９年10月７日生
令和８年10月６日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所留萌支部裁判所書記官

令和８年（家）第１８号
本籍鳥取県米子市糀町一丁目１８２番地
最後の住所鳥取県米子市両三柳４５７７番地県住３－１０３
不在者　**西**田　幾子
昭和10年12月19日生
令和８年10月６日失踪宣告審判確定
鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第３５８８号
本籍東京都足立区梅島2丁目22番
住所東京都葛飾区立石8-48-27第一立花ホーム305
申立人（失踪者）窪田　直広
昭和36年1月16日生
令和8年10月2日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
宮崎県宮崎市吉村町北中甲1250番地１
申立人　後藤　峰三
権利の届出の終期　令和８年９月30日
令和８年10月２日　　宮崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　宮崎市吉村町南田甲1031番１
田　399平方メートル
２登記年月日番号　宮崎地方法務局明治36年５月30日受付第7489号
３登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定登記
原因　明治36年５月10日設定
賃借権者　宮崎市吉村町11０番戸
原竹　文太郎
存続期間　20年
借賃　１年金７円　同支払期毎年11月

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１７５２号
横浜市磯子区栗木２丁目38番５号
債務者　リフォームハウジング縁株式会社
代表者代表取締役　遠藤　賢一
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４６５号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目４番８号ＷＩＮＤＥＢＩＳＵＢＬＤＧ８Ｆ
債務者　Ｍａｒｓ９Ｃｏｍｐａｎｙ合同会社
代表者代表社員　椎葉　友仁
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榊　　研司
４　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６号
富山県魚津市石垣1623番地
債務者　株式会社石﨑製作所
代表者代表取締役　石﨑津世志
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　美谷　拓也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第１３５７号
京都市山科区東野中井ノ上町７番地26
債務者　株式会社ケーズサイン
代表者代表取締役　小山　高広
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
神奈川県伊勢原市東大竹937番地１
債務者　株式会社ライブナー
代表者代表取締役　林　　義博
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後２時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６３３号
神奈川県伊勢原市東大竹937番地の１
債務者　株式会社ライブナーヒューマンズ
代表者代表取締役　林　　義博
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後２時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６４号
群馬県桐生市境野町３丁目1314番地３
債務者　株式会社東光商事
代表者代表取締役　藤巻　　洋
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　弓子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第３８号
北海道根室市光和町２丁目15番地
債務者　根室通運株式会社
代表者代表取締役　榊原　清美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市真嘉比三丁目19番34号レーゲンヘットブリー401
債務者　合同会社クリエイトＬａＢｏ沖縄
代表者代表社員　比嘉　美香
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川津　知大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２６３４号
愛知県春日井市味美町３丁目２番地　フルールアンジュ202号
債務者　株式会社平田組
代表者代表取締役　平田　鷹浩
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　泰好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０４号
熊本県上天草市大矢野町上6587番地の12
債務者　有限会社渡辺鉄工所
代表者代表取締役　渡邉　信幸
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　益田　博文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０号
群馬県沼田市薄根町4495番地１
債務者　株式会社北群馬旅行社
代表者代表取締役　赤間　昌彦
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱口　仁徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時15分
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
山梨県甲斐市富竹新田1700番地
債務者　山梨ステンレス株式会社
代表者代表取締役　篠原　光弥
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　網倉　基充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２８号
北九州市小倉北区下到津一丁目３番３号ＫＳビル２階
債務者　有限会社ワールドピースイージィー
代表者取締役　河口　純一
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　網谷　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１２１２号
仙台市太白区長町一丁目４番２号斉藤ビル２階
債務者　株式会社ｓｏｕｔｈ設計事務所
代表者代表取締役　岸　　徹（江川　　徹）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋要一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時55分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６７１号
札幌市南区中ノ沢1812番地1938
債務者　株式会社ファベル
代表者代表取締役　吉田　風樹
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　智宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５０８６号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４－112号
債務者　有限会社上中商店
代表者取締役　上永田寿美香
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　財家　庄司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６６０号
熊本市東区長嶺東一丁目５－27
債務者　合同会社Ｊｏｉｎ　ＦｏｒｃＥＳ
代表者代表社員　山内　直哉
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山　恭令
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後４時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０１号
滋賀県甲賀市水口町高塚２番26号
債務者　有限会社カワグチ
代表者取締役　塩見　秀美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５７号
奈良県大和郡山市小泉町2475番地９
債務者　株式会社ストリーム
代表者代表取締役　浅田　　隆
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時15分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４８４号
名古屋市名東区藤里町1201番地　藤の木団地１棟401号
債務者　株式会社カーサービスＳＡＴＡＫＥ
代表者代表取締役　佐竹　昭信
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小堀　良治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９７号
北海道稚内市末広二丁目１番10号
債務者　有限会社柳浦食品
代表者代表取締役　柳浦　政春
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小門　史子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９４号
東京都品川区二葉四丁目24番１号
債務者　エムスリー・プランニング有限会社
代表者取締役　茂木　正行
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　　大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後３時10分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１６号
沖縄県うるま市石川曙三丁目12番18号
債務者　株式会社Ｂｌｅｎｄｗｅｌｌ
代表者代表取締役　嶋袋　圭太
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮國　英達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後３時10分
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
和歌山市布施屋669番地の３
債務者　株式会社プロポーザル
代表者代表取締役　山谷　卓男
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　克己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市東塚四丁目６番24号エサンクチュエール103号
債務者　合同会社Ｏｒａｎｇｅ　Ｒｅａｆ
代表者代表社員　野田　大資
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　和成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５８５号
埼玉県越谷市大成町一丁目2181番地４―101号室
債務者　株式会社髙島工業
代表者代表取締役　高島　知也
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮内　法男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１９１６号
福岡県筑紫野市大字永岡223番地２エイルマンション筑紫野1502号
債務者　合同会社ミエルカンパニー
代表者代表社員　真子　敦司
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２７号
福岡県筑紫野市二日市北一丁目12番３号
債務者　株式会社リヨン・パーク
代表者代表取締役　朴　　栄利
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　敬三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０４号
福岡市東区香椎駅前一丁目17―43―902
債務者　アーヴァイン株式会社
代表者代表取締役　廣川　聖司
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友岡　泰明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３３３号
群馬県前橋市文京町二丁目10番26号
債務者　医療法人コスモス健友会
代表者清算人　小野　ゆり
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大南　　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２９号
長野市北尾張部80―１ソレイユルヴァンＢ
債務者　合同会社ｋｂｓ
代表社員　小林　宏之
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村　純子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
福岡県大川市大字下白垣207番地
債務者　株式会社エムエス
代表者代表取締役　佐藤　和徳
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第２４１４号
横浜市中区石川町３丁目104番地１ライオンズマンション元町506号室
債務者　ファーストメンテ株式会社
代表者代表取締役　松本　　滋
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６４号
札幌市豊平区平岸３条７丁目１―27―608
債務者　ワンストローク株式会社
代表者代表取締役　齋藤　　勉
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保実穂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２号
山形市流通センター２丁目５番地の４
債務者　株式会社長寿園本舗
代表者代表取締役　志鎌　秀人
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時25分
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４１号
長野市大字長野西町545番地
債務者　株式会社長野スター商会
代表者代表取締役　北原　大巳
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０号
岩手県釜石市甲子町第10地割405番地11
債務者　有限会社義智工務店
代表者代表取締役　佐々木智明
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川見　哲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時30分
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第２６４号
広島県福山市引野町五丁目３番17号
債務者　株式会社廣栄漬物
代表者代表取締役　広本　達則
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月26日午前10時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第４００８号
大阪市天王寺区勝山３丁目９番15号
債務者　株式会社クラフト
代表者代表取締役　伊原　一樹
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村　真一
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１１７６号

仙台市太白区富沢４丁目14番１―210号
債務者　千葉　幸枝
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　悠
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３４号

神奈川県平塚市岡崎70番地の６
債務者　林　義博
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１１２号

青森県弘前市大字千年一丁目25番地12
債務者　奈良　明美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第７６号

愛媛県今治市黄金町６丁目１―57、住民票上の住所愛媛県今治市玉川町鈍川丙87番地１
債務者　越智　義之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木達耶
4　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第１２１号

千葉県木更津市清見台１丁目23番17号
債務者　小林　一裕
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　渓
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第６８号

石川県小松市白山町140番地６　信開グランドハイツ1516、従前の住所石川県能美市大成町リ123番地
債務者　岡本　己八
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　健太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第４０号

福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝27番地２　ハイツマルゴＢ101、前住所福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字古町39番地１　コーポタカナ203
債務者　堀野　章雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横村　利勝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２００号

山形市北山形１丁目５番41号
債務者　熊谷　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前11時５分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５２号

東京都西東京市保谷町３丁目９番21―105号
債務者　寺島　美咲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野真一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４号

岩手県北上市二子町上岡島150番地１
債務者　梅木　義広
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深瀬　墾
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３３号

長野県下伊那郡阿智村伍和3483番地　備中原団地１号
債務者　鈴木　鉄斎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　みなみ信州法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第８３９号

千葉県流山市こうのす台633番地の14
債務者　徳島百合子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉真　聡志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０７号

千葉県松戸市松戸1227番地の１　アンセイエ松戸501号
債務者　邊見亜沙美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古井　正二
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９１号

川崎市幸区塚越３丁目136番地
債務者　福嶋　恭彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　亮二
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９号
島根県鹿足郡津和野町高峯558番地９
債務者　溝部　慶一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　円
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第２６５３号
横浜市西区楠町13番地３　グリフォーネ横浜・西口304号
債務者　三井田賢治
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２４号
千葉県松戸市松飛台108番地　ハイムミッドランドＢ―401号
債務者　安藤眞由美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　暁斗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８７０号
東京都西多摩郡日の出町大字平井3076番地ひのでホーム
債務者　小林　千代
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５８３号
静岡県藤枝市新南新屋23番17号
債務者　杉山　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古畑　恵子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０２号
東京都青梅市畑中３丁目699番地の７青梅ハーモニーホームⅠ
債務者　和田　海鈴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池亜希子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９２３号
東京都立川市錦町３丁目６番19号
債務者　髙木　薫平
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目16番地　コーポ県立大学１Ｆ
債務者　石川　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第８９８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９番33―２号　ロフティスピング203
債務者　瀧澤　真之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９４７号
東京都多摩市永山６丁目２番地の５永井ビル305
債務者　秦　　阜弘
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田﨑　博実
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１８号
静岡県富士市吉原２丁目８番１号
債務者　羽田　光徳
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木真二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０２号
静岡県富士市中之郷4713番地
債務者　望月　　澪
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　良行
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０４号
静岡県富士市今泉2736番地の６、前々住所静岡県富士市岩本74番地の１
債務者　佐野　勝英
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　周恒
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０５号
静岡県富士市今泉2736番地の６、前住所静岡県富士市岩本74番地の５
債務者　佐野　英史
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　周恒
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２９１号
岐阜市下西郷２丁目172番地２
債務者　石村　里美（旧姓　新井）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　博一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３４５号
静岡県浜松市中央区根洗町122番地の２
債務者　須部　　治
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１８１７号
福岡市博多区吉塚５丁目４番23－101号
Ｄ－ｒｏｏｍ　パークサイド吉塚
債務者　川口誠太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４３号
福岡市南区柏原１丁目26番33号
債務者　大島　　盛
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３１号
福岡市早良区昭代３丁目10番23－203号　クレシア藤崎
債務者　久保田　寿
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７９号
福岡県春日市下白水北５丁目59番地　サングレート春日602号
債務者　林　　佑樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３６３号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵636番地１　セシール須恵102号
債務者　中島　智代
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４５５号
福岡市中央区小笹１丁目10番５－14号　第二ヒロカネビル
債務者　荒尾　陸斗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４５６号
福岡市中央区小笹１丁目10番５－14号　第二ヒロカネビル
債務者　荒尾　胡桃（旧姓児玉）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７３号
福岡市南区高宮１丁目17番40－401号　グラン高宮
債務者　金岡　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯尾　憲介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１７号
福岡市東区原田２丁目16番19－101号　グランディール箱崎、前住所福岡県筑紫野市大字永岡223番地２　エイルマンション筑紫野1502号
債務者　真子　敦司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５０号
福岡市東区箱崎７丁目３番10－503号　三愛シティライフ箱崎Ｖ
債務者　赤星あきら（旧姓池松）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八坂　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５２号
福岡市城南区堤団地６番503号
債務者　大穂　　力
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池辺　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117番地16
債務者　佐々木泰治
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　遼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２８０号
福岡市東区筥松３丁目４番９号　いまじんビル310号
債務者　岡田　栄一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波止　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１６号
福岡市中央区荒戸２丁目４番47－301号　パークサイド泉
債務者　ＡＲＡＮＯこと　岡田　竜介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７４号
福岡県糟屋郡篠栗町中央５丁目１番35号　ＡＬＢＡ篠栗202号
債務者　松尾　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７５号
福岡県糟屋郡篠栗町中央５丁目１番35号　ＡＬＢＡ篠栗202号
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１３号
福岡市早良区田村７丁目24番58－201号　ヴィラ・トライアングル、前住所福岡市早良区次郎丸６丁目８番28－203号　ビータス賀茂弐番館
債務者　田内　優星
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　哲夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８４号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目８番25－303号
債務者　伊藤　貴洋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６２号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木134番地１　レイクサイド須恵東Ｃ201号
債務者　松井　利憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　匠汰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０号
群馬県太田市新井町189番地３　イリゼⅠ－101号
債務者　岡本　敏幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８０３号
福岡県太宰府市宰府３丁目10番６号　ボン・セジュール三条101号
債務者　高原まどか
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐渡麻奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４７１号
新潟市北区太夫浜1797番地１
債務者　石山　清也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７２号
新潟市西区鳥原2918番地１
債務者　鶴間　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺見　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８１号
新潟市西区寺尾東３丁目13番14号
債務者　濱田　悠一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野千香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９６５号
福岡市中央区大手門２丁目４番７－1202号　グランドメゾン大手門ザ・レジデンス
債務者　岩永　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４００９号
大阪市東淀川区大道南３丁目７番12－501号
債務者　伊原　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　真一
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８９０号
名古屋市中区大須１丁目16番10号　エスリード大須観音プリモ704号
債務者　久保田香織
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７８号
愛知県清須市阿原宮東107番地２　リバーサイド２－Ｂ
債務者　瀬戸　光子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字与市山５番地の１　レオパレスM104号
債務者　小定　由明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５４号
名古屋市港区港陽３丁目20番２号　シティライフ港陽206号
債務者　鈴木　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６６号
愛知県津島市大字津島字北新開75番地１　ソフィア北新開201号
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４３号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字初神20番地、従前の住所愛知県知多郡武豊町字若宮73番地69　メゾン若宮Ｂ棟201号
債務者　江本　美香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８０号
名古屋市南区浜田町４丁目120番地　元塩荘２棟705号、従前の住所名古屋市南区堤起町１丁目２番地の５　グラン・コート堤起Ｂ棟101号
債務者　堀井　淑乃
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４７号
愛知県半田市平地町３丁目60番地　ベルシェール102号、従前の住所愛知県半田市平地町３丁目48番地の３
債務者　水上　英明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９２号
北海道北斗市久根別４丁目15番53号
債務者　小濱　友郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１０号
函館市山の手３丁目14番１号
債務者　金子　倫子（旧姓蒔苗）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３７号
函館市西桔梗町712番地38
債務者　木幡　一彦
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３９号
函館市宇賀浦町11番８―302号
債務者　高橋りち子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４５号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目19番１―308号　鳴川高台団地１棟
債務者　高田　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５１号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南1554番地
債務者　川東　　晃一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
群馬県太田市安良岡町584番地
債務者　石井　優一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4584番地21　メゾン中野201
債務者　佐藤　郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７２７号
さいたま市大宮区吉敷町３丁目65番地３　オアシス吉敷101
債務者　松苗亜由美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３９号
さいたま市見沼区大字新堤138番地６
債務者　小川カツ子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５０号
埼玉県和光市新倉１丁目19番１号　アーバンライフ１―201
債務者　高野　　栞
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５６号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目７番２号　アーバンライフコモリ202号
債務者　清水　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７２号
愛知県みよし市三好町中島98番地１　ベルクレスト306号、前住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅４棟405号
債務者　伊藤亜樹子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
愛知県岡崎市井田町字４丁目118番地　ベレオ井田町　301
債務者　西山　友惟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７２１号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　柴崎セツ子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７９５号
埼玉県新座市大和田五丁目17番23号　ハイツ新座304号室
債務者　若月　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８１１号
さいたま市緑区道祖土３丁目８番８号　サイドグリーンハイツ101
債務者　藤原　　響
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８１２号
さいたま市緑区道祖土３丁目８番８号　サイドグリーンハイツ101
債務者　藤原　桃香（旧姓北村）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９６号
埼玉県越谷市北越谷１丁目８番20号　シャングリラ越谷107、旧住所埼玉県越谷市大字大林479番地１　レオパレスサンプラザⅠ205号
債務者　荒田　義男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目１番６号　フェスター一ノ割　102号室
債務者　波方　泰美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
埼玉県羽生市西２丁目11番12号　シティパレス羽生１―201
債務者　小林　史行
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1870番地40　クロサワハイツ102号
債務者　櫻井　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５９号
相模原市南区上鶴間２丁目18番16号
債務者　児玉　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５１１号
相模原市南区麻溝台３丁目14番７号
債務者　山口　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５３９号
相模原市中央区横山台２丁目６番22号　田中方
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９０号
新潟県長岡市豊詰町111番地６
債務者　磯野　錬磨
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７６０９号
東京都中野区鷺宮６丁目31―８―205
債務者　小倉　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６１号
東京都渋谷区円山町23―９―306
債務者　川口　真実
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６３号
東京都北区王子５丁目８―17―102
債務者　遠山　修児
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７００号
東京都葛飾区高砂１丁目４―２―203
債務者　竹田　郁菜
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０７号
東京都世田谷区赤堤２丁目16―14―103
債務者　藤木真由美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２０号
東京都板橋区高島平２丁目33―３―1102
債務者　河田　倫則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２２号
東京都台東区東上野２丁目23―８―602
債務者　信川　総和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２４号
東京都足立区花畑３丁目39―８―101
債務者　柿崎　行則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０４号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目６―７―101
債務者　櫻井まどか（旧姓今村）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２１号
東京都江東区南砂４丁目18―12―201
債務者　湯浅　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２３号
東京都北区滝野川７丁目９―５
債務者　柴田　武士
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４７号
東京都町田市木曽東２丁目11―41―303
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２４号
大阪市住之江区御崎６丁目３番27号　パークアベニュー　201号室
債務者　山崎　希望
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６６６６号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　森井　一憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０８号
東京都調布市若葉町１丁目30―56―101
債務者　市川　一和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０４号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番18号　アーブル小阪　302号室
債務者　斉藤　弘斗
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１３号
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番26―306号
債務者　原田　優也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５５号
大阪府東大阪市足代２丁目１番４―506号
債務者　稲垣　水穂
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和５年（フ）第２９１号
愛媛県松山市高浜町１丁目乙60番地150　ももたろう
破産者　亡山本陽一相続財産（破産手続開始決定時　山本陽一（法定代理人成年後見人　武井奈保子））
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３０５号
愛媛県今治市鯉池町三丁目３番44号
破産者　吉井食品株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３４号
福岡市東区原田四丁目26番15号
破産者　有限会社エ企画
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８号
仙台市若林区荒町116番１号―101号室
破産者　株式会社ハート＆ドリーム
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第７１号
広島県福山市神村町3120番地の１、商業登記簿上の本店所在地広島県尾道市因島田熊町1067番地の４
破産者　有限会社岡野製パン所
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１３０号
広島県府中市目崎町27番地の２
破産者　有限会社井上精工
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第７号
兵庫県洲本市上加茂618番地の２
破産者　岸本建設株式会社
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第３５１号
徳島県鳴門市大麻町桧字東山田64番地３
破産者　有限会社中野木工所
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第９２０号
福岡市中央区白金２丁目６番３－402号　ＬＡ・ｃａｓａ　白金
破産者　徳野　一成
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年11月27日午後４時30分
令和８年10月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８３号
福岡市南区井尻３丁目28番36号
破産者　酒瀬川千春
１　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
２　一般調査期日　令和８年12月18日午後１時30分
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０９号
札幌市白石区菊水１条４丁目１番36－102号
破産者　市川　風花
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午後１時30分
令和８年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３２号
名古屋市昭和区滝川町47番地の６　ダイアパレス八事隼人池610号、住民票上の住所名古屋市昭和区滝川町47番地の６　ダイアパレス八事隼人池604号
破産者　笠原　惇
１　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
２　一般調査期日　令和９年１月27日午前11時
令和８年10月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２６号
広島市佐伯区五日市中央７丁目８番55号
破産者　株式会社西本石油
１　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
２　一般調査期日　令和９年１月29日午後１時30分
令和８年10月23日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９４４号
福岡市博多区春町３丁目２番18号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市乙金東１丁目17番13号
破産者　榎田　智弘
１　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時
令和８年10月22日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０４号
福岡県春日市若葉台西５丁目32番地１　ソピア春日若葉台701号
破産者　中原　莉奈
１　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
２　一般調査期日　令和８年12月25日午前10時15分
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第５０９号
大阪府吹田市片山町１丁目３番17号
破産者　株式会社Ｔ．Ｗ．Ｃ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月14日午後２時40分
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第４４３号
宮崎市大塚町小原田2087番地１　第一児玉コーポ101号、開始決定時の住所宮崎市大字小松1081番地30
破産者　中野　節男
異議申述期間　令和８年12月７日まで
令和８年10月26日　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６３１７号
大阪府豊中市本町９丁目１番37－107号
破産者　鳴瀧　幸代
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７４７号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目３番27号　エステート平和　401
破産者　入船　恭介
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１７１号
大阪市都島区友渕町１－２－５、住民票上の住所大阪市大正区泉尾２丁目９番９－1104号
破産者　竹谷　美紀
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４７号
大阪市住之江区緑木２丁目１番１－705号
破産者　森下　廣幸
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２１１号
大阪府東大阪市友井３丁目７番５号
破産者　イワサキ設備工業株式会社
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２１２号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目19番17号
破産者　岩崎　敏夫
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１１号
大阪府門真市柳町10番27－901号
破産者　石井菜穂子
異議申述期間　令和８年12月18日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3031号
大阪市中央区北浜二丁目５番23号小寺プラザ12階
清算株式会社　株式会社サルビア商会
代表清算人　岡本　文子
１　決定年月日　令和8年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3032号
大阪市西区新町三丁目１１番５号
清算株式会社　近土写真製版株式会社
代表清算人　近土　康雄
１　決定年月日　令和8年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００４号

清算株式会社　広発工業株式会社
代表清算人　村上　知史

１　決定年月日　令和８年１０月１４日
２　主文　別紙記載の協定を認可する。
別紙
１　本協定の対象となる債権（以下「特別清算債権」という。）は、清算会社に対し、令和８年７月２２日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権とする。
２　各協定債権者は、本協定認可決定確定日に別紙債権表の各「債権額」欄記載の各債権額及び特別清算開始決定日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。
３　本協定認可決定確定の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて各協定債権者に支払う。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

広島地方裁判所民事第四部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和８年（再）第３号

名古屋市名東区藤が丘１４３番地
再生債務者　株式会社あららぎ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　５４００万円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定日
令和８年９月29日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

令和５年（再）第１号

大阪市中央区南船場四丁目１１番５号
再生債務者　株式会社ヘブン・デュオ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
令和8年10月20日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３９号

岩手県滝沢市鵜飼笹森69番地40
再生債務者　佐々木　優
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第４４号

岩手県滝沢市穴口457番地29
再生債務者　松ノ木ひかり
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第１０号

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字渡ノ羽14番地32
再生債務者　石田　優敏
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月16日まで

秋田地方裁判所大館支部

令和８年（再イ）第１３号

山形県酒田市砂越緑町２丁目17番地
再生債務者　浅井　裕美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第２８号

群馬県高崎市下小鳥町77番地８　アネックスⅠ101号
再生債務者　石川　彩香
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第１０８号

千葉県野田市日の出町９番地の27
再生債務者　目沼　　良
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第３３５号

東京都大田区西馬込２―35―３―301
再生債務者　宮原　聡一
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３４０号

東京都江東区大島２―33―10―301
再生債務者　間宮　　優
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４００号

東京都江戸川区臨海町１―２―１―711
再生債務者　川﨑　雄介
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４１７号

東京都板橋区東新町１―36―12―803
再生債務者　小林　恒介
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第７９号

横浜市港南区上大岡東２丁目35番16号　コリーヌ202
再生債務者　加藤　　豊
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１９０号

横浜市南区清水ケ丘181番地９
再生債務者　笹川　智崇
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第６４号

川崎市川崎区貝塚２丁目１番10―206号　メインステージ川崎Ⅲ
再生債務者　大屋　卓博
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第６６号
川崎市高津区北見方２丁目10番10号　ロードスタウン　Ｅ－１
再生債務者　尾林　　充
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第３０号
長野県大町市常盤878番地１
再生債務者　菅沢奈津希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第２８７号
大阪府守口市豊秀町２－４－11－405（住民票上の住所　大阪府守口市豊秀町２丁目４番11－202号）
再生債務者　淺井　良祐
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４１５号
大阪市東淀川区菅原１丁目１番29－202号
再生債務者　堤　　剛久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７号
兵庫県洲本市桑間842番地　市営桑間住宅204号
再生債務者　岡田　典子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（再イ）第４６号
和歌山市小松原６丁目４番５号
再生債務者　小倉商店こと　小倉　基樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２３号
鹿児島県姶良市東餅田2670番地９
再生債務者　豊福　久二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第４５号
群馬県伊勢崎市東小保方町2950番地26
再生債務者　町田　知也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第４７号
群馬県伊勢崎市連取元町16番地２　マンションソフィア301
再生債務者　山本　　諭
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１４１号
東京都八王子市下恩方町266番地12
再生債務者　露木　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第３０３号
横浜市鶴見区下末吉５丁目８番49－３号
再生債務者　勝矢　充重
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２０２号
神奈川県大和市下鶴間2772番地17
再生債務者　長山　　操
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第９９号
兵庫県姫路市飾東町佐良和148番地８
再生債務者　増田　真由
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第３９号
和歌山市黒田169番地２　パールハイツ101号
再生債務者　藤原　涼太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２１２号
千葉県八千代市高津東４丁目６番地８　ベルフラットＡ棟106
再生債務者　石井　圭祐
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１１０号
名古屋市瑞穂区関取町69番地の２　オーラム瑞穂関取町401号
再生債務者　清水　哲雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３１号
福島県郡山市久留米一丁目10番地の１　グリーンハイツ久留米６－４号
再生債務者　佐藤　一紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第３２号
福島県郡山市日和田町字原12番地の327
再生債務者　丹野　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第８３号
神奈川県厚木市恩名４丁目２番21号
再生債務者　櫻井　直弥
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２３９号
福岡市博多区春町１丁目７番５―402号　第３レジデンス江崎
再生債務者　岡田　昌幸
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２６３号
福岡市中央区今泉１丁目10番20―201号　エーデル天神
再生債務者　水野友理恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２０号
群馬県館林市高根町1052番地の148
再生債務者　錦織　真瑛
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第８６号
大阪府阪南市尾崎町８丁目27番７号
再生債務者　日向　展之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第９２号
大阪府岸和田市門前町２丁目15番12号
再生債務者　大畠　正行
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第９３号
大阪府泉佐野市日根野3274番地の５
再生債務者　目谷　伸吾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第２０３号
福岡市博多区諸岡２丁目12番11―303号　サンヴィクトワール
再生債務者　奥谷　万敏
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５号
宮城県気仙沼市本吉町長根130番地９
再生債務者　岡本　光治
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（再イ）第２２５号
福岡県糸島市板持二丁目14番32号
再生債務者　村田　孝一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第８号
茨城県結城市大字結城12067番地３
再生債務者　岩﨑　広和
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月26日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１２５号
千葉県市川市新井１丁目14番22号
再生債務者　鈴木　智久
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４２号
千葉県千葉市緑区誉田町１丁目369番地４　ヒルサイドＢ102号
再生債務者　油橋　正美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第５号
千葉県袖ケ浦市久保田１丁目５番地11　プラセル102号
再生債務者　中村　直紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月26日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第１０号
仙台市青葉区錦町２丁目３番47―303号
再生債務者　佐々木一了
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７３号
埼玉県川口市大字安行原1086番地の14
再生債務者　加藤　公男
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２９号
相模原市緑区三井1352番地28
再生債務者　牧野　高之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（再イ）第２１６号
名古屋市中村区名駅３丁目２番19号―1003号
ライオンズ名古屋ステーションアクシス
（住民票上の住所）岐阜市鏡島南２丁目２番15―104号（フレスト岐阜西）
再生債務者　中島　貴弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１２号
愛知県小牧市大字池之内3360番地
再生債務者　下方　貴根
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２号
山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野304番地の47
再生債務者　北川　幸恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第６号
群馬県桐生市梅田町４丁目124番地
再生債務者　上村　和久
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第２２号
神奈川県伊勢原市石田631番地　内藤マンションＡ―103号
再生債務者　林　　泰宏
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
長野県駒ヶ根市上穂北29番25号
再生債務者　中城　伸也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（再イ）第１８号
岐阜県大垣市郭町１丁目46番地１　リーデンススクエア大垣駅前通　405号
再生債務者　三崎　紀之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第７７号
大阪府岸和田市上松町1018番地の９
再生債務者　間　　規仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５４号
大阪市鶴見区今津中３丁目６番27―604号
再生債務者　中原　恵実
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１３号
兵庫県加西市中野町722番地の４
再生債務者　吉田　紀子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（再イ）第７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平476番地　アルページュ　102号室
再生債務者　神谷　明男
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第２２号
群馬県高崎市剣崎町234番地１
再生債務者　小沢　　勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第１９８号
大阪府枚方市長尾台３丁目28番６号
再生債務者　ＢＩＧ　ＵＰこと　堀田　浩之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３３４号
大阪府吹田市山田南38番14号　(305)
再生債務者　塚本　真之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３５２号
大阪市天王寺区小橋町14番78―1008号
再生債務者　月城　　亮
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３６号
福井県坂井市三国町緑ケ丘五丁目４番２号
再生債務者　山岸　竜太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第２４号
長野県木曽郡木祖村大字菅2079番地１
再生債務者　原　　萌香
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第２７号
長野県松本市大字笹賀2198番地４
再生債務者　西澤　和彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第２４号
福島県郡山市桃見台８番３号　チサンマンション桃見台1402号
再生債務者　加藤　　豪
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月26日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第９２号
京都市伏見区向島本丸町13番地の５
再生債務者　桝田　裕也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２２号
滋賀県東近江市八日市緑町６番８号　プレステージフクダ　Ａ―２号室
再生債務者　橋詰　　凌
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月26日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第２３号
滋賀県彦根市大藪町173番地16
再生債務者　大岩　義郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月26日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第１１８号
福岡市中央区赤坂３丁目４番31－405号
ガーデンコートけやき
再生債務者　田上　清也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９２号
福岡市南区若久３丁目15番27―201号　オリオン２
再生債務者　三浦　明大
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７６号
福岡県宗像市曲1858番地10
再生債務者　植津　栄一
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１３２号
福岡県宗像市田熊４丁目７番７―403号
再生債務者　田中由起子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２０号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地45
再生債務者　湯下　敦雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７号
岡山県津山市津山口178番地７
再生債務者　藤沢　義人
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第８号
岡山県津山市津山口178番地７
再生債務者　藤沢　結花
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第２１６号
福岡市城南区金山団地２番404号
再生債務者　松尾　美紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５８号
兵庫県赤穂市御崎2865番地54
再生債務者　藤　　忠義
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７４号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀2086番地
再生債務者　瀧口創太郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１３号
山口県光市島田２丁目４番25号
再生債務者　烏谷　和昌
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日　山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第９号
愛媛県西予市宇和町卯之町１丁目426番地
再生債務者　芝　　直哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（再イ）第１０号
愛媛県西予市宇和町卯之町１丁目426番地
再生債務者　芝　　歩弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
松山地方裁判所宇和島支部

小規模個人再生による再生手続廃止の取消及び再生計画認可

令和７年（再イ）第６８号
神奈川県秦野市本町１丁目１０番１３－１００２号
再生債務者　高野真由子
1　決定年月日　令和８年１０月２０日
2　主文（1）本件再生手続廃止決定を取り消す。
（2）本件再生計画を認可する。
3　理由の要旨　書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第３号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目８番８号
再生債務者　大野　滋之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再口）第２４号
大阪市西区新町３丁目４番２―401号
再生債務者　北中　美衣
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再ロ）第１４号
広島市南区翠５丁目22番16―102号
再生債務者　角田　良太
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第４号
相模原市緑区元橋本町16番６号
再生債務者　伊達　賢一
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
横浜地方裁判所相模原支部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第８号
埼玉県狭山市入間川１丁目２３番５号
申立人　狭山市長　小谷野　剛
亡小林次雄の最後の住所　埼玉県狭山市大字南入曽３０２番地の１３
所有者　亡小林次雄相続財産
届出期間満了日　令和8年12月21日
令和8年10月20日
さいたま地方裁判所川越支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　狭山市大字南入曽字出口
地番　302番13
地目　宅地
地積　100．14平方メートル
２　所在　狭山市大字南入曽字出口
地番　302番33
地目　宅地
地積　27．93平方メートル
３　所在　狭山市大字南入曽字出口302番地13
家屋番号　302番13
種類　居宅
構造　木造スレート葺平家建
床面積　28．98平方メートル
令和８年（チ）第５３号
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
（亡内橋光惠の最後の住所）東京都小金井市東町５丁目２８番１６号　ウォールナッツガーデン１０１
所有者　亡内橋光惠相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２１日
令和８年１０月２０日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市垂水区千代が丘２丁目
地番　２２５２番１１７３
地目　山林
地積　７９平方メートル
２　所在　神戸市垂水区千代が丘２丁目２２５２番地１１７３
家屋番号　２２５２番１１７３
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板瓦交葺２階建
床面積　１階　２９．７５平方メートル
２階　１３．２２平方メートル
令和８年（チ）第５７号
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
（亡木下秀永の最後の住所）神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番１８号
所有者　亡木下秀永相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２１日
令和８年１０月２０日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市北区鈴蘭台東町４丁目
地番　３番１８
地目　宅地
地積　９８．３１平方メートル
２　所在　神戸市北区鈴蘭台東町４丁目
地番　３番９３
地目　公衆用道路
地積　４９平方メートル
（持分４分の１）
３　所在　神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番地１８
家屋番号　３番１８
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　４４．２８平方メートル
２階　４２．２８平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第３号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）堺市南区原山台五丁３番３－409号
所有者　亡荒田邦夫相続財産
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番75
地目　山林
地積　134平方メートル
令和８年（チ）第５号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市桃山台二丁８番７－1416号
所有者　池田豊廣
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番47
地目　山林
地積　212平方メートル
令和８年（チ）第６号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市大野芝町42番地９
所有者　岩崎富義
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番91
地目　山林
地積　132平方メートル
令和８年（チ）第７号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市草部1072番地
所有者　岡部トミヱ
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番31
地目　山林
地積　166平方メートル
令和８年（チ）第８号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市竹城台四丁２番６－105号
所有者　河島進
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番80
地目　山林
地積　144平方メートル

令和８年（チ）第９号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市中百舌鳥町六丁998番地３中百舌鳥公園団地五号棟923号室
所有者　木村一
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番15
地目　山林
地積　132平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番16
地目　山林
地積　133平方メートル

令和８年（チ）第10号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市宮山台四丁３番23－309号
所有者　幸野洋子
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番64
地目　山林
地積　150平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番65
地目　山林
地積　147平方メートル

令和８年（チ）第11号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市宮山台四丁３番22－303号
所有者　中谷幸雄
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番12
地目　山林
地積　133平方メートル

令和８年（チ）第12号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市東浅香山町三丁104番地府住401号
所有者　馬場喜八
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番21
地目　山林
地積　133平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番22
地目　山林
地積　132平方メートル
３　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番23
地目　山林
地積　134平方メートル

令和８年（チ）第13号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市土塔町131番地電々深井宿舎137号
所有者　藤山敏夫
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番71
地目　山林
地積　133平方メートル

令和８年（チ）第14号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市浅香山町壱丁５番９号
所有者　松本久恵
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番67
地目　山林
地積　164平方メートル

令和８年（チ）第15号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府堺市大野芝町42番地９
所有者　和田健一
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番101
地目　山林
地積　115平方メートル

令和８年（チ）第16号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市平野区喜連二丁目４番５－202号
所有者　大槻泰司
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番70
地目　山林
地積　140平方メートル

令和８年（チ）第17号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市平野区長吉六反五丁目８番16－401号
所有者　永池とみ子
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番26
地目　山林
地積　130平方メートル

令和８年（チ）第18号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市平野区瓜破東二丁目７番24－401号
所有者　宮田香織
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番18
地目　山林
地積　131平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番19
地目　山林
地積　132平方メートル

令和８年（チ）第19号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市住吉区我孫子東五丁目40番地第二市営住宅108号
所有者　多田幸一
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番９
地目　山林
地積　134平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番10
地目　山林
地積　134平方メートル

令和８年（チ）第20号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市住吉区長居一丁目10番２－204号
所有者　神澤千鶴子
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番103
地目　山林
地積　133平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番104
地目　山林
地積　133平方メートル

令和８年（チ）第22号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市阿倍野区帝塚山一丁目23番14－227号
所有者　窪田俊夫
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1363番48
地目　山林
地積　217平方メートル

令和８年（チ）第23号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目４番22号
所有者　中村義光
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番２
地目　山林
地積　30平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番14
地目　山林
地積　149平方メートル
３　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番15
地目　山林
地積　57平方メートル
４　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番23
地目　山林
地積　56平方メートル
５　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番27
地目　山林
地積　3.38平方メートル
６　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番32
地目　山林
地積　53平方メートル
７　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番30
地目　山林
地積　242平方メートル

令和８年（チ）第24号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）京都市山科区竹鼻サイカシ町10番地
所有者　菜原米
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番52
地目　山林
地積　185平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番53
地目　山林
地積　161平方メートル

令和８年（チ）第21号
三重県伊賀市大滝1258番地
申立人　ウイングトワゴルフ倶楽部株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市住吉区遠里小野一丁目12番32－210号
所有者　速見繁
届出期間満了日　令和８年12月11日
令和８年10月19日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番３
地目　山林
地積　11平方メートル
２　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1391番６
地目　山林
地積　67平方メートル
３　所在　伊賀市予野字池ノ谷
地番　1393番20
地目　山林
地積　98平方メートル

令和８年（チ）第３号
大阪市北区芝田二丁目４番24号
申立人　西日本旅客鉄道株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）西脇市島５24番地
所有者　中山　　汎
届出期間満了日　令和８年12月18日
令和８年10月19日
神戸地方裁判所社支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　西脇市黒田庄町黒田字柏木谷
地番　1581番地１03
地目　山林
地積　１70平方メートル

令和８年（チ）第４０号
横浜市神奈川区白幡上町12番20号
申立人　形部　　正
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）横浜市神奈川区上反町20番地
所有者　橋詰美惠子
届出期間満了日　令和８年12月21日
令和８年10月20日
横浜地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
１所在　横浜市神奈川区白幡上町
地番　167番５
地目　宅地
地積　95．86平方メートル
２所在　横浜市神奈川区白幡上町
地番　167番６
地目　宅地
地積　36．36平方メートル

令和８年（チ）第３０４５号
東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
申立人　東京都知事小池百合子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）埼玉県狭山市入間川１５５０番地
共有者　今野政人
届出期間満了日　令和８年１２月２１日
令和８年１０月２０日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　東京都大島町元町字坂田
地番　６４６番５
地目　山林
地積　３８０１平方メートル
（共有者今野政人の共有持分３分の１）

令和８年（チ）第７号
東京都調布市小島町一丁目34番地19
申立人　齋藤　甚次
東京都調布市国領町八丁目２番地９ライフタウン国領１－510
申立人　齋藤　幸雄
東京都調布市染地二丁目36番地３フォルスコート調布染地公園314
申立人　齋藤　隆
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）渋谷区金王町53番地
所有者　北島　茂樹
届出期間満了日　令和８年12月20日
令和８年10月20日
東京地方裁判所　　立川支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　調布市小島町一丁目
地番　３４番４５
地目　宅地
地積　７４．７４平方メートル

令和８年（チ）第２号

申立人　国

最後の住所　大分市大字大分2704

（不動産登記記録上の住所）竹田市大字君ケ園1751番地

所有者　柴田　竹志

届出期間満了日　令和８年12月25日

令和８年10月20日

大分地方裁判所竹田支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　竹田市大字君ケ園字セハタ

地番　1772番２

地目　公衆用道路

地積　６．56平方メートル（登記簿上）

令和８年（チ）第６号

佐賀県武雄市北方町大字志久2044番地

申立人　株式会社平川建設

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）杵島郡北方町大字大崎23０番地

所有者　古賀定三郎

届出期間満了日　令和８年12月16日

令和８年10月16日

佐賀地方裁判所武雄支部

（別紙）　物　件　目　録

所在　武雄市北方町大字大崎字神子園

地番　３５９３番

地目　山林

地積　３８３平方メートル

令和８年（チ）第１３号

長野県松本市丸の内３番７号

申立人　松本市

住所・居所　不明

所有者　竹内　志か

届出期間満了日　令和８年12月10日

令和８年10月20日

長野地方裁判所松本支部

（別紙）　物　件　目　録

所　在　松本市大字島内字十ヶ堰下

地　番　9857番

地　目　原野

地　積　330平方メートル

令和８年（チ）第４号

兵庫県赤穂市惣門町51番地12

申立人　長尾俊彦

亡長尾優の最後の住所　岡山県美作市明見382番地

（不動産登記記録上の住所）英田郡美作町明見382番地

所有者　亡長尾優相続財産

届出期間満了日　令和８年12月22日

令和８年10月20日

岡山地方裁判所津山支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　美作市明見字居屋敷前

地番　381番１

地目　畑

地積　94平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１１号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人　輪島市長　坂口　茂

住所・居所　不明

（最後の住所）石川県輪島市輪島崎町１部160番地

（不動産登記記録上の住所及び氏名）輪島市三井町洲衛馬蜂25番甲地　林谷　富子

所有者　亡刀祢富子相続財産

届出期間満了日　令和８年12月18日

令和８年10月16日

金沢地方裁判所輪島支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　輪島市三井町洲衛馬蜂　２５番地甲

家屋番号　２５番の１

種類　居宅　作業所

構造　木造瓦葺２階建

床面積　１階　１６９．１１平方メートル

２階　１４１．３６平方メートル

２　所在　輪島市三井町洲衛馬蜂　２５番地乙

家屋番号　２５番の２

種類　倉庫

構造　土蔵造瓦葺２階建

床面積　１階　２６．５５平方メートル

２階　１６．６３平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２２号

東京都八王子市狭間町1464番地１

申立人　八王子狭間住宅管理組合

代表者理事長　西田　春夫

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）八王子市狭間町1464番地１八王子狭間住宅２－805

（別紙物件目録記載１の不動産につき）

区分所有者

（別紙物件目録記載２の不動産につき）

共有持分を有する者　廣瀬　洋一

届出期間満了日　令和８年12月20日

令和８年10月20日

東京地方裁判所　立川支部

（別紙）　物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所在　八王子市狭間町　1464番地１

建物の名称　八王子狭間住宅２号棟

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　狭間町　1464番１の263

建物の名称　２－805号

種類　居宅

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建

床面積　８階部分　50．47平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　１

所在及び地番　八王子市狭間町1464番１

地目　宅地

地積　15613．84平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　300分の１

２（主である建物の表示）

所在　八王子市狭間町　1464番地１

家屋番号　1464番１の301

種類　管理事務所　集会所

構造　鉄筋コンクリート造平家建

床面積　155．75平方メートル

（附属建物の表示）

符号　１

種類　ポンプ室

構造　鉄筋コンクリート造平家建

床面積　16．00平方メートル

符号　２

種類　電気室

構造　鉄筋コンクリート造平家建

床面積　45．00平方メートル

（共有持分を有する者の持分300分の１）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一五八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一四五号）

令和八年十一月四日

東京都千代田区神田錦町三番地

（甲）株式会社エス・ティー・エスバイオテック

代表取締役　竹田　正俊

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（乙）アグロカネショウ株式会社

代表取締役　山本　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　七頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　二五八頁（号外第一四〇号）

令和八年十一月四日
東京都中央区八重洲一丁目六番一号
（甲）Ａｓｔｅｍｏ株式会社
代表取締役　井上　勝史
長野県上田市国分八四〇番地
（乙）Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社
代表取締役　関　俊一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二日
掲載頁　七十四頁（号外第一四八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月四日
山口県周南市銀南街四番地
（甲）株式会社エスファイナンス
代表取締役　末田　義明
山口県周南市銀南街四番地
（乙）新日本橋信用保証有限会社
取締役　末田　義明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアグロソリューション事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年九月三日
掲載頁　七十四頁（号外第一九七号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　二十三頁

令和八年十一月四日
東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号
（甲）ＢＡＳＦアグロソリューション株式会社
代表取締役　富士宗一郎
東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号
（乙）ＢＡＳＦジャパン株式会社
代表取締役　ディマトスゼイダムハシビ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第二三七号）

令和八年十一月四日
東京都町田市玉川学園一丁目一二番二〇号
（甲）株式会社フラグラント
代表取締役　西川　典子
東京都町田市成瀬台三丁目八番二七号
（乙）株式会社ウォームス・オブ・ハンド
代表取締役　西川　芳雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
合同会社クレオリティ
代表社員　山本　麻椰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
東京都港区南青山三丁目三番三号
スタジオあまめ合同会社
代表社員　松浦　祥歩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
東京都千代田区飯田橋二―九―六東西館ビル本館二一号室
合資会社Ｆｕｓｏ　Ｃｏ．Ｌｔｄ．
代表社員　横田　伸也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
富山県富山市桃井町一丁目五番九号
ＫＡＮＥＨＩＲＡ　ＡＤＶＩＳＯＲＹ
ＳＥＲＶＩＣＥ合同会社
代表社員　金平　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
大阪府大阪市西淀川区姫里一丁目一七―二七
合同会社Ｃｏｒｏｋｉｙｏ
代表社員　石橋　智弥

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年十一月四日
和歌山県紀の川市尾崎九二番地の一
紀北生コンクリート協同組合
代表理事　山名　章善

組織変更公告

当社は、株式会社ＳＨＩＯＮ　ＭＥＤＩＣＡＬに組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月四日
香川県高松市西春日町一一七四番地一
伊鍋ハイツ三〇一
ＮＭＡＳＯＯＤ　Ｔｒａｄｉｎｇ合同会社
代表社員　アクバル・アリ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月四日
秋田県大館市比内町扇田字上中島一三番地
有限会社山国
代表取締役　山脇　精悦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://movi.co.jp

令和八年十一月四日
埼玉県新座市大和田二丁目一番一九号
株式会社モビメント
代表取締役　水野　弘二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二十五万円減少し、金一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月七日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.groundinc.co.jp/aboutus/koukoku/

令和八年十一月四日

東京都千代田区神田須田町一丁目三番三三号

GROUND株式会社

代表取締役　宮田　啓友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八百六十五万七千百三十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月七日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月四日

東京都品川区西五反田一丁目二番一〇号

株式会社ジモティー

代表取締役　加藤　貴博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三一六頁（号外第一〇〇号）

令和八年十一月四日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目三番地一九

Tokyo Artisan Intelligence株式会社

代表取締役　中原　啓貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十八日

掲載頁　一二〇頁（号外第二三六号）

令和八年十一月四日

大阪府羽曳野市軽里三丁目三番一七号

株式会社天道組

代表取締役　天道　大輔

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億五千三百四十二万千七百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fptsoftware.jp/about-us/public-notice

令和八年十一月四日

東京都港区三田三丁目五番一九号三三階

FPTスマートクラウドジャパン株式会社

代表取締役　グエン・フウ・ロン

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十四日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月四日

千葉県四街道市物井七二九番地

株式会社和

代表取締役　荻原　邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月四日

埼玉県八潮市木曽根三一三番地一

大東ポンプ工業株式会社

代表取締役　澁井　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月四日

東京都足立区梅島一丁目二六番二四号

足立タクシー株式会社

代表取締役　服部　応秀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月四日

東京都練馬区早宮一丁目二九番一五号

株式会社早宮エンジニアリング

代表取締役　早瀬八重子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月四日

愛知県豊田市若林東町赤池五六番地三八

豊田ガスセンター株式会社

代表取締役　鈴木　敏之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月四日

兵庫県西宮市名塩東久保二番三六号

北斗電子工業株式会社

代表取締役　中野　学

限定承認公告

本籍秋田県潟上市天王字北野三四二番地二〇、最後の住所秋田県潟上市天王字北野三三三番地二二　被相続人　亡　新林　確延

右被相続人は令和七年十一月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

東京都千代田区平河町二―一〇―一〇ハイックス平河町二階東京リベルテ法律事務所

相続財産清算人　新林かよ子

代理人弁護士　鈴木　大輔

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境一七二番地二、最後の住所福島県福島市新町五番一八号第一マンション二七号　被相続人　亡　太田　勲

右被相続人は令和八年七月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

横浜市中区山下町二二三―一NU関内ビル四階シーサイド横浜法律事務所

限定承認者　太田　和俊

代理人弁護士　今井　史郎

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町三丁目一〇番一三―三〇三号　被相続人　亡　房村三郎こと　房　三郎

右被相続人は令和七年十二月二十四日死亡し、その相続人は令和八年十月二十七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

堺市堺区一条通一七番二四号大成第二ビル五階　田渕総合法律事務所

限定承認者松川真也

代理人弁護士　田渕　大介

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百四十三号（遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
七四〇		改正後欄終りから八	又は	又は